

県地域医療構想の実現に向けた 病床機能変更に関する情報提供について(依頼)

県地域医療構想の実現に向けた各医療機関への依頼について

1. 依頼事項

第1回地域医療構想等
調整会議資料(抜粋)

病床機能の転換(変更)を行う病院・有床診療所については、病床機能報告の報告内容と齟齬がないか確認を行うとともに、必要に応じ、地域医療構想調整会議における協議への参加を求める場合があることから、事前にご連絡いただくようお願いします。

2. 参考

※医療法(昭和23年法律第205号)(抄)

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分(以下「病床の機能区分」という。)に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一・二・三・四(略)

二・三・四(略)

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第七十五条の三 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

【通知】 病床機能変更に関する情報提供について(依頼)

第1回地域医療構想等調整会議の議論を踏まえ、平成30年7月13日付け医整第330号「病床機能変更に関する情報提供について(依頼)」を発出

1. 概要

- 医療法に基づく「病床機能報告制度」でご報告いただいた病床の機能について、病床機能の転換(変更)を行う際には、地域医療構想等調整会議への参加を求めることがあることから、事前に県までご連絡いただくよう依頼するものです。
- また、厚生局へ診療報酬における入院基本料の届出(変更を含む)を行う際も、事前にご連絡ください。

2. 連絡方法

- 電話、FAX、Emailのいずれかで病床機能を転換(変更)する内容、時期等をご連絡ください。
- 報告様式等は自由です。
- ※調整会議での協議等に時間を要する場合がありますので、病床機能の変更を予定されている場合は、お早めにご連絡ください。

3. 連絡先等

【担当部署】 岐阜県健康福祉部医療整備課 医療企画係
【電話番号】 058-272-1860 (直通)
【FAX番号】 058-278-2623
【E-mail】 c11229@pref.gifu.lg.jp

写

医整第330号
平成30年7月13日

関係医療機関の長 様
(病院、有床診療所)

岐阜県健康福祉部医療整備課長

病床機能変更に関する情報提供について (依頼)

平素は、県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成26年度より「病床機能報告制度」が開始され、一般・療養病床を有する県内の病院・有床診療所は、年に1回、当該医療機関が有する病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）と6年後の機能の予定を、県に報告することとなっています。

県では、医療機関から報告された病床の機能ごとの病床数と平成28年7月に策定した「岐阜県地域医療構想」で示された平成37(2025)年の病床の必要量を比較し、病床機能の転換について、各二次医療圏に設置された「地域医療構想等調整会議」において、関係者間で協議を行うこととしています。

県としては、病床機能の転換（変更）を行う病院・有床診療所について、事前に内容を把握し、必要に応じて、地域医療構想等調整会議における協議への参加を求める場合があることから、事前に下記宛てご連絡いただくようお願いします。

記

- 1 連絡方法 電話、Eメール、FAXで下記宛てにご連絡ください。(様式任意)
※協議等に時間を要する場合があるため、お早めにご連絡ください。
- 2 連絡先等 **岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係**
TEL : 058-272-1860
FAX : 058-278-2623
Eメール : c11229@pref.gifu.lg.jp

担当所属	岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係		
係長	山田	担当	安部、伊藤
電話	058-272-1860 (直通)		
FAX	058-278-2623		
E-mail	c11229@pref.gifu.lg.jp		
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		

写

医整第330号の2
平成30年7月13日

東海北陸厚生局岐阜事務所長 様

岐阜県健康福祉部長

病床機能変更に関する情報提供について（依頼）

平素は、県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県では、団塊の世代の方々が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向けて、将来必要となる医療・介護の提供体制を構築していくため、平成28年7月に「岐阜県地域医療構想」を策定・公表しています。

平成26年度から開始された病床機能報告制度において、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、現在の病床機能と6年後の病床機能の予定を報告することとなっていますが、6年後の病床機能の予定を変更しないまま病床機能の転換が行われる事例が散見されます。

つきましては、看護配置基準7対1の入院基本料を算定している一般病棟を地域包括ケア病棟に変更する場合など、一般病床又は療養病床を有する岐阜県内の医療機関から診療報酬における入院基本料の届出（変更を含む。）や事前相談が貴局になされる際に、入院基本料の変更に伴い地域医療構想における病床の機能区分（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）が変更となるものと判断される場合は、医療法第30条の14第2項により、地域医療構想等調整会議における協議への参加を求める可能性があることから、岐阜県健康福祉部医療整備課に事前に相談するよう、案内していただくことをお願いいたします。

なお、関係医療機関の長（病院、有床診療所）に対しては、別添のとおり依頼しましたので、内容についてご了知願います。

担当所属	岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係		
係長	山田	担当	安部、伊藤
電話	058-272-1860（直通）		
FAX	058-278-2623		
E-mail	c11229@pref.gifu.lg.jp		
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		